

政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ（概要）

○ 趣旨

- 平成20年4月に政治資金適正化委員会が設置され、平成21年分の収支報告より開始された世界でも類を見ないと言われた政治資金監査は、現在まで概ね順調に実施されてきたところである。
- 当委員会では、第3期（平成26年4月から平成29年3月）において、登録政治資金監査人の登録や研修等を引き続き着実に実施するとともに、第2期（平成23年4月から平成26年3月）の取りまとめにおいて課題とされた登録政治資金監査人の業務制限に係る政治資金監査マニュアルの改定の実施、登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の取組の仕組みの整備などの取組を進めてきた。
- 当委員会として、第3期の終わりに当たって、これまでの取組を国民に明らかにするとともに、今後の当委員会における活動に資するよう、総括的な取りまとめを行うこととした。今後、この取りまとめを踏まえて、政治資金の収支報告の適正の確保や透明性の向上を図るとともに、国民の政治資金監査制度に対する信頼につなげていくことが重要である。

1 登録政治資金監査人の登録及び研修

（これまでの取組） 数値は平成29年2月末現在の状況

- 登録 登録者 4,811人（うち登録時研修修了者 4,718人（98.1%））
※ 国會議員関係政治団体数 3,076団体（平成27年12月末現在）
- 研修 [第3期における実績]

		開催回数	参加者数
登録時研修	集合研修	50回	258人
	要望研修	1回	21人
	個別研修	314回	314人
フォロー アップ研修	実務向上研修	51回	3,130人
	再受講研修	51回	693人

（今後の方向性）

- 政治資金監査制度を安定的に運用していくための登録政治資金監査人の登録者数は十分確保されていると考えられるものの、近年登録抹消者数が増加傾向にあることや、登録者全体の4割以上が60代以上であること、登録政治資金監査人の地域的な偏在が依然として見られること等を踏まえ、関係士業団体の協力も得ながら、登録政治資金監査人の安定的確保に向けて、政治資金監査制度の意義や登録政治資金監査人の登録手続等について、引き続き周知・広報に取り組むとともに、受講機会の確保も含めた登録時研修の着実な実施を継続していくことが適當。

2 政治資金監査に関する具体的な指針等

（これまでの取組）

- 政治資金監査マニュアルについては、平成28年3月に登録政治資金監査人の業務制限の範囲に関する政治資金規正法施行規則の一部改正の反映、政治資金監査マニュアルの記載の趣旨の明確化を内容とする改定を実施。
- 「政治資金監査に関するQ&A」の追加・改定として、公共料金等を金融機関やコンビニエンスストアにおいて払込取扱票等を用いて支払った場合に当該金融機関等から受領する書面（払込金受領証）に支出の目的が記載されていない場合の取扱いに関する整理を踏まえた改定や、登録政治資金監査人の守秘義務に係る整理を踏まえた追加等を実施。

(今後の方向性)

- ・ 政治資金監査マニュアルの内容について引き続き周知を図るとともに、政治資金監査がその基本的性格を十分に踏まえつつ円滑に実施され、政治資金の収支報告の適正の確保と透明性の向上が図られるよう、必要な見直しを行っていくことが適當。
- ・ 政治資金監査のより適確な実施を確保していくため、今後も必要に応じ、当委員会の見解の表明や「政治資金監査に関するQ&A」の充実等を行っていくことが適當。

3 政治資金監査の質の向上について

～登録政治資金監査人に対する研修及び個別の指導・助言～

(これまでの取組)

- ・ 登録政治資金監査人については、一定程度の人数が確保できることから、政治資金監査に関する収支報告の適正の確保及び透明性の向上に対する国民の要請に一層応えていくために、今後は政治資金監査の質の確保及び向上により重点を置いた取組を行っていくことが必要。
- ・ そのために、まず、フォローアップ研修（特に実務向上研修）については、より実践的な研修となるよう演習問題を取り入れ、政治資金監査報告書作成時の留意事項の解説において具体的な様式例を用いて説明する等、内容の充実を図るとともに、研修への参加促進に係る取組を実施。
- ・ また、第2期の取りまとめにおいて枠組みが示された、登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の取組について、平成26年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査から具体的な取組を開始し、これまでに2か年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象として、個別の指導・助言を実施。

[第3期における個別の指導・助言の実施件数]

個別の指導・助言の対象とした事例	個別の指導・助言の対象とした登録政治資金監査人の人数
(ア) 政治資金監査報告書に係るもの	3人
(イ) 収支報告書に係るもの	63人
計（純計）	66人（65人）

※「計」は数値の単純な合計、「純計」は一人で同一年度において両方の項目で個別の指導・助言の対象となった場合の重複を除外した数値。

(今後の方向性)

- ・ フォローアップ研修（実務向上研修）については、受講者のうち毎年受講している登録政治資金監査人は約6割を占め、さらにその約7割が政治資金監査の実務経験者であり、政治資金監査の質の向上を図る上で特に重要な取組であるので、政治資金監査の質の向上に寄与するものとなっているか、継続的に参加している受講者にとって有意義なものであるかといった観点から、引き続き内容の充実を図るとともに、関係士業団体との協力を強化し、研修への参加促進の取組を効果的なものとしていくことが適當。
- ・ 個別の指導・助言の取組については、政治資金監査報告書の記載状況等の改善や政治資金監査のより適確な実施が期待され、ひいては政治資金の収支報告の適正の確保及び透明性の向上、国民の政治資金監査制度に対する信頼の確保に資するものであり、当面は本取組を継続して実施することが適當。また、本取組によって明らかとなった誤り事例等を、フォローアップ研修（実務向上研修）等で周知していくことが適當。